

令和4年2月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和4年2月18日（金）午後3時00分
(2) 閉 会 令和4年2月18日（金）午後5時50分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
第 2 会議録の承認について
第 3 会議の非公開の決定について
第 4 第18号議案 令和4年度三木市教育の基本方針について
第 5 第19号議案 三木市文化振興計画の策定について
第 6 第20号議案 三木市スポーツ振興計画の策定について
第 7 協議事項28 三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について
第 8 協議事項29 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する等の規則及び三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 9 協議事項30 コミュニティ・スクールの導入にむけて
第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
第11 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
第12 報告事項 各課（室）の所管事項について
第13 その他
第14 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	大 北	由 美
委 員	石 井	ひろ美
委 員	中 嶋	直 裕

委 員 梶 正 義

5 欠席者

委 員 實 井 政 治

6 事務局出席者

教育総務部長	本 岡 忠 明
教育振興部長	横 田 浩 一
教育総務課長	五百蔵 一 也
教育施設課長	仲 谷 淳
生涯学習課長	河 端 康
図書館長	伊 藤 真 紀
文化・スポーツ課長	金 井 善 純
学校教育課長	田 中 智 美
教育センター所長	橋 本 泰 一
学校再編室長	鍋 島 健 一
教育・保育課長	辻 田 政 顕
人権推進課長	平 井 隆 禎
教育総務課副課長	森 田 眞 規
教育総務課係長	丸 岡 ま や

7 傍聴者 1人

開 会

教育長が、令和4年2月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員と中嶋委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和4年1月定例会（28日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

日程第3 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、協議事項29「三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する等の規則及び三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、意思形成過程にあるもので、公にすることにより、市民の間に混乱を生じさせるおそれがある案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

本日の会の進め方について、新型コロナウイルス感染防止対策として時間短縮を図るため、日程第12の所管課(室)の報告事項については、事務局の説明を最小限とすることを教育長が委員に諮り、了承を得た。

日程第4 第18号議案 令和4年度三木市教育の基本方針について

○田中学校教育課長が次のように説明した。

令和4年度三木市教育の基本方針について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号及び三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、下記のとおり決定することについて、委員会の議決を求める。

教育委員会1月定例会においていただいたご意見を反映させ、令和4年度三木市教育の基本方針の編集概要として別紙にまとめた。

前回からの変更点について、1点目に、2ページ中「情報モラル」を「デジタル・シチズンシップ教育」に変更し、「デジタル・シチズンシップ教育を推進しつつ、個別最適化された主体的な学びの充実を図ります。」とした。

2点目に、9ページ中「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進において、「ことばの力」を強調するため、県の「指導の重点」と同様に鍵括弧を加えた。

3点目に、「人権教育の推進」の「年齢や性別、障がい、文化など、

多様な立場や違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成する。」と「命の尊さを理解し、平和を愛する心を育成する。」の2点については、他の4点の内容と比較すると、レベルの違うことを同列に記載しているところに違和感があるところのご指摘をいただき、記載の仕方を変更し、手立ても記載した。

4点目に、「生徒指導の充実」において、新規で行う不登校児童生徒支援事業の名称が決定したため、「三木市不登校対策アクションプラン」に名称を変更した。

5点目に、12ページにある「体験的学習活動の充実」において、「ふるさと教育の充実」と内容が重複していたため整理した。

6点目に、13ページの「健康教育の充実」で、健やかな体の中には健やかな心も入ることが分かるように、自分の心身の健康状態を把握し、自己管理を行う力を育成するという内容を追記した。健やかな体には健やかな心という意味合いも含んでいることを示したが、3ページの「健やかな体の育成」については、第3期三木市教育振興基本計画の施策名であるため、変更は行わない。

(梶委員) 「適切な指導及び必要な支援の実施」の重点について、「障がいの状況」より「障がいの状態」の方がふさわしいのではないか。

(田中学校教育課長) 「障がいの状況」を「障がいの状態」に変更する。

(中嶋委員) 学校再編の推進の「施設一体型の小中一貫校の施設の在り方について研究や協議を進める。」という文章について、「施設の在り方について」では、表現が曖昧であると考える。教育委員会1月定例会の会議録では、「施設一体型小中一貫校の建設に向けて協議を進めていくことを明記した。」とあるため、「施設の建設に向け、施設の在り方について研究や協議を進める。」と、建設について具体的に記載するべきではないか。

(鍋島学校再編室長) 市長部局との協議を進める中で、令和4年度に市民・保護者の視点を取り入れた協議会を開催することとなった。協議会では、学校の設置に向けたプロセスの協議に加えて、教育内容についても検討していく。これまでは、施設一体型の学校の設置を進めたいという思いを、教育委員会の中で固めていったが、その思

いは市民や地域の方、保護者の方にしっかり認識され、後押しをしていただける状態にないのではないかという意見もいただいている。協議会では施設の設置に限定せず、ご意見を聴くところから始めるため、このような表現とした。

(横田教育振興部長) 先日、記者発表において、令和4年度当初予算の概要(事業集)をお示しした際、着工がいつかといった具体的な質問が記者からあった。建設という言葉を入れると、差し迫った印象を与えてしまうため、建設に向けての意味も含め、教育内容も合わせての「在り方」という表現にさせていただきたい。

(梶委員) 学校再編の推進の2点目の項目に、「施設一体型の小中一貫校を見据えて」と記載されており、建設に向けた思いが十分に含まれていると考える。

(中嶋委員) 令和4年度は統合も終え、次のステップに移るため、「設置に向けて研究や協議を進める」という表現にするか、今のままの「施設の在り方」にするか、どちらかにするのはいかがか。

(鍋島学校再編室長) 「施設一体型の小中一貫校の設置に向け、研究や協議を進める。」という表現でいかがか。

(大北教育長) 令和3年度三木市教育の基本方針の学校再編の推進では、「施設一体型の小中一貫教育を行う学校の設置に向けて、教育内容や地域との協働、特認校制度、コミュニティ・スクール、学校施設等について研究を進める。」としており、今回表記を2つにしているが、同じことを記載することになる。

(鍋島学校再編室長) 令和3年度のその箇所の表記は、施設一体型の小中一貫教育を見据えながら、教育委員会が関連する内容の研究を進めていくという内容である。それに加えて、令和4年度は、学校を設置するための研究や協議を、協議会を通じて進めていくため、2つの内容を載せることとする。協議会では、様々な内容を協議する可能性があるため、「施設一体型の小中一貫校の設置に向け、協議会を開催し、施設の在り方について検討する。」はいかがか。

(中嶋委員) 本日提案いただいた文言をベースに、「施設一体型小中一貫校の設置に向け、施設の在り方について研究や協議を進める。」ではどうか。

(大北教育長) 「施設一体型小中一貫校の設置に向け、施設の在り方について研究や協議を進める。」に修正する。

(石井委員) 小中一貫教育を推進する方策の中の、「令和4年度 取組内容」で、「三木市のめざす15歳の姿」の実現に向けた中学校区における「めざす15歳の姿」の設定及び共有は、各中学校区ごとということか。

(鍋島学校再編室長) 各中学校区である。より分かりやすい方が良いため、文言を「各中学校区」に修正する。

(田中学校教育課長) 裏表紙について、よかわ認定こども園のファックス番号は、上の清心緑が丘認定こども園と同じと勘違いされないように、数字で記載する。

(大北教育長) 他の部分についても、誤解を招くことのないよう、全てファックス番号を記載して統一させていただく。

教育長が、第18号議案について採決を行い、一部修正の上、可決された。

日程第5 第19号議案 三木市文化振興計画の策定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市文化振興計画の策定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則(昭和59年三教委規則第1号)第2条第1項第1号の規定により、下記のとおり決定することについて、委員会の議決を求める。

三木市文化振興計画(案)について、パブリックコメントを実施したため、その結果を報告する。昨年12月の定例会の後、12月24日から1月28日までパブリックコメントを実施した。その結果、3人から

21件の意見をいただいた。

意見の内容は、教育委員会2月臨時会で報告したとおりである。提出された意見により、文化振興計画の計画策定の趣旨を一部修正し、市民を主体とした、より伝わりやすい文言にした。

事務局で検討した結果、意見は、計画案において示している方針と大きく方向性が異なるものではなく、施策を確実に実施することにより実現が可能であると考えため、パブリックコメントを受けての計画案の変更は行わない考えである。

なお、三木市市民意見公募手続条例により、パブリックコメントに係る意見の概要と市の考え方について公表することになっているため、今後、ホームページ等で公開する予定である。

(石井委員) 1点目に、11ページにある調査結果の分析の「秋の祭礼(地域ごとの秋祭り)」と答えた方が最も多かったことから「言えるのではないのでしょうか。」については、口語的であるため、「考えられます。」などに表現を変えた方が、より伝わりやすくなるのではないか。

2点目に、文化芸術活動に参加されていない方の理由として、「そういった活動に割く時間的な余裕のなさ」と「活動内容が不明」を挙げていることについて、「そういった活動に割く時間的な余裕のなさ」は、分析結果の記載が見当たらない。

3点目に、12ページで文化会館や歴史資料館など、立地条件の悪さについて資料を用いて例を挙げているが、立地条件の悪さへの対応として案内標識や周知活動が課題解決に繋がるとしている点が分かりづらいため、説明いただきたい。

(金井文化・スポーツ課長) 1点目については、「祭礼や伝統行事・芸能といった地域の文化遺産への参加を想起しての回答だったのではないかと考えられます。」、「答えた方が最も多かったことも推測されます。」と修正する。

2点目について、「このことは、現代の日常生活が多様化し、ゆったりとした時間の中で文化芸術に触れる機会が失われている」と分析しており、分かりやすくするために、2つに分けさせていただく。

3点目について、アンケート結果の文化施設へのアクセスにある

「分かりにくい」、「場所を知らない施設がある」を関連させることで、案内標識の設置や施設の場所の周知によって立地条件の悪さを解決するという趣旨に繋げる。

教育長が、第19号議案について採決を行い、一部修正の上、可決された。

日程第6 第20号議案 三木市スポーツ振興計画の策定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市スポーツ振興計画の策定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第1項第1号の規定により、下記のとおり決定することについて、委員会の議決を求める。

三木市スポーツ振興計画（案）について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。昨年12月の定例会の後、12月24日から1月28日までパブリックコメントを実施した。その結果、3人から5件の意見をいただいた。

意見の内容は、教育委員会2月臨時会で報告したとおりである。

事務局で検討した結果、意見は、計画案において示している方針と大きく方向性が異なるものではなく、施策を確実に実施することにより実現が可能であると考えため、パブリックコメントを受けての計画案の変更は行わない考えである。

なお、三木市市民意見公募手続条例により、パブリックコメントに係る意見の概要と市の考え方について公表することになっているため、今後ホームページ等で公開する予定である。

教育長が、第20号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第7 協議事項28 三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について

○辻田教育・保育課長が次のように説明した。

改正理由は、よかわ認定こども園の民営化に伴い同園に係る記載を削除するとともに、幼保一体化計画の見直しに伴い別所認定こども園の定員数を改めること、また、その他所要の改正を行うものである。

改正内容は、1点目に、認定こども園の定員からよかわ認定こども園の規程を削除するとともに、別所認定こども園の定員を140人に改める。2点目に、利用料に給食及びおやつの提供に要する費用を追加する。

日程第9 協議事項30 コミュニティ・スクールの導入にむけて

○鍋島学校再編室長が次のように説明した。

令和5年度の導入をめざしているコミュニティ・スクールについて説明する。今後、学校運営協議会規則を作成する必要があるため、全体計画もお示しする。

コミュニティ・スクールの法的位置づけとして、学校ごとに運営協議会を置く努力義務が課せられている。設置状況については、全国の学校の設置率は33%、兵庫県内の学校の設置率は19%となっている。

コミュニティ・スクールの導入について、学校長へ説明を行うとともに、教員には教育委員会事務局で作成したパワーポイントを視聴することで、事務局と学校現場の認識を共有する。

三木市においては、学校評議員が学校関係者評価委員を兼務されている。今後、学校運営協議会ができた学校については、学校評議員として法に定められた役割を学校運営協議会の委員に担っていただくことになり、加えて学校関係者評価についても、学校運営協議会で行うこととなる。具体的な方法については、研究を進めていく。

第3期三木市教育振興基本計画では、令和7年度までに3中学校で導入する予定としているが、令和7年度までにすべての中学校区に導入できないか、各学校長と協議を進めた。令和4年度に入り次第、緑が丘中学校と吉川中学校・吉川小学校において、学校運営協議会の組織についての構想を立て、委員の選定準備を行う。5月から6月までの間で、学校運営協議会規則を策定の後、正式に委員予定者を決定し、組織づくりや活動素案を策定していく予定としている。

(石井委員) 学校運営協議会委員は、現在の学校評議員や学校関係者評価委員が兼ねると捉えていいか。

(鍋島学校再編室長) 地域で活躍されている方や地域の代表の方、様々な方が学校運営協議会委員になる可能性があり、そこに学校評議員や学校関係者評価委員にも入っていただき、新たな組織を創る考え方である。

(石井委員) 学校運営協議会委員の任期を決めているのか教えていただきたい。活動内容を引き継いでいくため、委員の候補者についても先を見据えて考えていくことが必要である。

(鍋島学校再編室長) 学校運営協議会規則の中で委員の任期について明示することを検討している。先進校の多くは2年の期間を設け、再選を妨げないとしている。

日程第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、下記のとおり三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

社会教育への貢献ということで、公民館等におけるサークル活動の指導者で5年以上の方が表彰対象である。このたびは、自由が丘公民館において、オカリナやまびこの講師を5年10か月務められている小巻健さんと、青山公民館において、花風書道教室講師を6年9か月務められている浦本風花さんを、教育委員会感謝の表彰対象とした。

日程第11 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定により、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により、報告する。

教育委員会1月定例会でスポーツ部門の教育功労賞を29人報告させていただいたが、1人の追加があったので、報告させていただく。陸上競技の普及と発展に貢献いただいたため、糸英行さんを教育委員会感謝の表彰対象とした。

日程第12 報告事項 各課(室)の所管事項について

(1) 教育施設課報告事項

○仲谷教育施設課長が次のように報告した。

学校施設整備工事の進捗状況(2月4日現在)について報告する。

三木中学校スクールバス回転場等整備工事は、現在、道路の舗装並びに案内標識等の設置が終了し、細々した作業を残すのみである。

上の丸保育所解体撤去工事は、建物の撤去が本日終了し、基礎が残っている状況である。

(2) 生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

公民館について、新型コロナウイルス感染症対策として、2月20日までの予定で主催事業を自粛している。新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間の延長により、主催事業の自粛を3月6日まで延長することとなった。

ワクチン接種の予約が1月17日から再開したことにより、予約代行を実施している。

三木ホースランドパークエオの森研修センターは、2月1日に高圧ケーブルの劣化による停電が発生し、現在休館している。2月24日から工事を行い、3月1日に業務を再開できる見込みである。

(3) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

2月8日に第2回図書館協議会を開催し、令和4年度図書館事業について協議を行った。図書の定期宅配サービスについて、「サービスが必要な人に情報が届くように、市の関係課と連携して個別に対応するなど、工夫が必要である。」との意見を委員からいただいた。

2月13日に手話でみんなのおはなし会を中央図書館で開催し、参加者は14人であった。

(4) 文化・スポーツ課報告事項

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

2月19日にスポーツ賞表彰式を開催する。新型コロナウイルス感染症対策として、スポーツ賞と教育功労賞スポーツ部門の2部に分けて、受賞者のみで開催する。

2月25日に文化芸術賞表彰式を開催する。

3月11日から13日まで、東はりま選抜美術展を三木南交流センターで開催する。東播磨北播磨地区での持ち回りの選抜美術展で、令和3年度は、三木市が会場市となっている。

(5) 学校教育課報告事項

○田中学校教育課長が次のように報告した。

今後の予定のスキー実習については、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間が延長されたことにより、令和3年度の実施を見送ることとした。学校ごとの判断により、中止又は令和4年度への延期となる。

第9回三木市立学校における事故調査委員会については、記載のとおりである。

(6) 教育センター報告事項

○橋本教育センター所長が次のように報告した。

研究員制度発表会について、オンデマンドによる動画配信を検討している。2月25日までに動画を撮影し、28日以降に動画配信を行う。

(7) 学校再編室報告事項

○鍋島学校再編室長が次のように報告した。

今後の予定について、2月20日に東吉川小学校、2月27日に星陽中学校において、閉校式典を実施する。

2月28日に東吉川・吉川小学校の、3月18日に星陽・三木中学校の最後の交流会を実施する。バス通学練習も兼ねており、最終調整をして4月の統合を迎える。

3月14日に星陽・三木中学校区統合準備委員会を開催する。

(8) 教育・保育課報告事項

○辻田教育・保育課長が次のように報告した。

所管事項報告については、資料のとおりである。

幼保一体化計画の見直しについて、教育委員会2月臨時会で審議いただいた後、2月10日に市長決裁により決定した。2月16日に記者会見を行い、2月17日の総務文教常任委員会で報告を行っ

た。今後は、ホームページ及び情報公開コーナーで幼保一体化計画について、一般の方に公開する。

日程第13 その他 なし

日程第14 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和4年3月18日午後3時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第8 協議事項29 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する等の規則及び三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

協議事項29は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

閉 会

教育長が、令和4年2月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和4年2月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員